

社会福祉法人 緑の家

評議員・役員の報酬及び費用弁償に関する規定

2018年12月13日

2018年度第4回社会福祉法人緑の家理事会

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人緑の家(以下法人という。)の定款第8条、第21条の規定により、評議員及び役員の報酬等の基準、額及び費用弁償及び旅費(交通費)を定めるものである。

(意義)

第2条 この規定において、次の掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる

- (1) 評議員とは、定款第2章による者をいう。
- (2) 役員とは、第4章による理事及び監事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議委員会の出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で別表1-1に基づき支給する。

- 2 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表第1-1に定める金額範囲内で支給する。
- 3 理事長の報酬は、別表1-2に定める金額に基づき支給する
- 4 非常勤役員のうち、特別業務にかかわる場合は、別表1-3に定める金額に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 第2条の第1号、2号、4号による評議員、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は実費とする。ただし、旅費については、近接地以外の旅行に関するものを対象とし、旅費規定に基づき算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 評議員及び役員の非常勤役員の報酬

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 委員会出席の委員に対して、一回につき以下の額を報酬として支払う。 委員会の開催時間が2時間以内の場合は、一回につき、5,000円 委員会の開催時間が2時間を超える場合は、一回につき、10,000円2 理事長報酬 報酬額 月額50,000円とする。3 特別業務にかかわる理事 月額20,000円とする。 (但し交通費、諸経費、食事代含む) |
|--|

- ・各委員への報酬支払の際、国税庁の源泉徴収税額表の日額丙欄に基づく源泉所得税を引くものとする。源泉徴収税額表は毎年更新されたものを使用する。

(交通費)

- ・委員会出席の委員には、旅費として委員会開催場所までの実費交通費を別途支払うものとする。また宿泊が必要な場合は、実費を支払うものとする。

☆委員会の開催が就業時間内の場合は、施設の職員には支給しない。